

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 (文部科学省 平成 29 年 3 月策定) の概要

1 重大事態を把握する端緒

(1) 重大事態の取扱いについて 以下の事項を徹底。

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたること。

(2) 重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額 1 万円を渡した。

※これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態ととらえる場合があることに留意する。

2 被害者・保護者に対する調査方針の説明等

(1) 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

【説明事項】

- ① 調査目的・目標、② 調査主体（組織の構成、人選）、③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④ 調査事項（対象となるいじめ行為、学校の対応等）、⑤ 調査方法、⑥ 調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法としては、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等に従って行うこと）。

3 調査結果の説明・公表／個人情報の保護

(1) 調査結果の報告

- ・ 公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。
- ・ 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができること。

(2) 調査結果の公表

- ・調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- ・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- ・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

(3) 第三者調査委員会等が取得した情報の提供について明記

- ・学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。
- ・学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。

4 調査結果を踏まえた対応

(1) 加害児童生徒に対する指導について明記

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行いいじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

(2) 調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記

学校設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

5 地方公共団体の長等による再調査

- (1) これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていないため、メルクマールを示す

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ②事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既に実施した調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。